

「法教育」という名の混乱とその打破

1、法教育という用語による混乱—既に行われている法教育—

法教育の普及を目指した様々な試みが今日行われているが、教育現場において、法教育はなかなか進んでいないようである。それはなぜだろうか。そこには、法教育を一般化するにあたっての二つの問題があるからであると思われる。すなわち、何をやっていいか分からぬといふ「法体系の多様性」と、教える内容が正しいかどうか分からぬといふ「法の不安定性」である。

法律といっても様々な分野領域がある。そのうち、憲法については、これまで公民科で学習することになっており、法教育イコール憲法教育という構図が固定していると言えよう。それに対し、今日必要とされる法教育では、民法をはじめ多くの法律が関係している。勿論、その一つ一つが法教育に用いることのできる要素を含んでおり、法的なものの見方を育成するための素材にすぎないのだが、法領域の多様性は、教員に「何を教えればいいのか」という迷いを感じさせ、更には法教育をするために、多くの法律について詳しく知らないくてはならないという誤解を生むことになる。そして、公民科の教科書は、政治と経済をキーワードに構成しており、法教育というキーワードで再構成をするとなると、抜本的な科目編成の変更をせざるを得ないし、生命倫理や知的財産など分野が広がる可能性もあり、科目の枠を超ってしまうことも考えられる。

一方、法という言葉を聞くと、裁判を連想する人が多いと思われる。テレビや新聞でも多くの事件報道がなされているが、判例や学説の存在はあるものの、その判断の結果は裁判の判決が出るまでわからない。学校で教員は一般的に、「正解は一つ」であり、それが「正しいこと」であると教える。生徒にとっても、わかりやすいことは、マルかバツかはっきりしていることである。しかし、法教育で教えるべきことは、「正解がない」・「正解がはっきりしない」という不安定なことである。法は固まつたものではなく、色々な見方で物事を考え、話し合いを行い、一つの結論を出すというプロセスの中で結

論が出されるのである。したがって、正解のない法教育を実行するにあたって、この事件はこういう判断になるということを、自信を持って教えることに消極的になってしまふのである。

このような理由で、法に関する素人である教員は、法教育は扱いきれないという印象をもってしまうと思われる。

しかし、よくよく考えてみると、法は毎日の生活に関わる身近な存在である。物事の判断に際し、法的な思考(リーガル・マインド)で解決を導くことは、誰しもが日常的に既に行っていることなのである。つまり、法というカテゴリーでは纏まっていないものの、達成すべき目標についていえば、既に行われている教育でも、法教育と同等の内容を達成しうるのではないかだろうか。

すなわち、これまで法教育は行われていなかったという前提での議論が多いが、法教育の萌芽ともいべきものは既存科目の中に含まれていると思われる。現場の教員は、「法教育」という新たな言葉に、専門性や特集性を連想してしまうことで、「専門家でもない自分が教えても大丈夫だろうか」という委縮効果が起こってしまうのではないかだろうか。

法教育は既に行われてきた学習の再構築であるという視点に立つて、法教育において生徒に習得してもらいたい能力を分析し、法をスペイン語に公民等の授業を行うことで、既存科目それ自体の意味合いをも、より生徒に理解してもらうことができるのではないかと思われる。

2、法教育の実際的内容—既存科目による法的な能力—

既存科目における法教育の萌芽ともいえるものとは何だろうか。

まず、一つ目は、既に行われている法的基礎知識力である。すなわち、憲法や裁判制度の解説、ルールとは何かという議論がこれに当てはまる。どの公民科や政治・経済の教科書にも憲法や裁判制度の解説が必ずあり、「このような法律がある」という紹介にあたっては、様々な教科で多様な解説がなされている。ただ、制度論以上の内容に踏み込んではいために、あくまで紹介に留まっており、

法教育で必要とされるような具体的な法的な考え方が示されていないことが課題であろう。

二つ目は、パターン判断能力である。制度一般を超えて、「どういう場合には、どういう結論になる」という、いわばQ&A方式(一問一答方式)のようなものである。これは、公民や生活科における家族制度や食品・製品の安全制度や消費者保護、情報科における知的財産や個人情報保護等が当てはまる。これらについても法的な議論ではなく、実生活という場における法律に関する必要な知識を実践的に知らせるものである。これによって生徒は身近な法規制の存在やそれに基づく実践的判断ができるが、その知識やものの見方が一面的で、偏ってしまうおそれもあるだろう。

三つ目は、事案分析能力である。一般にリーガル・マインドと称されるが、物事を考える際に、相手を説得する論理的な思考方法をとるというものである。公民科等の脳死や死刑制度をめぐる議論や国語の小論文、多くの高校で行われつつある卒業論文の作成等のプロセスにおいても、その能力は養成されうるものである。法教育に必要なリーガル・マインドとは、こうした生徒の思考トレーニングを法という見方を介して行われるものであろう。

このように、法教育という名称は無くとも、法教育の端緒は、様々な授業科目に顔を出しておらず、部分的に行われてきたとも考えられる。

問題は、誰が、どのように、法教育という形で、こうした能力育成を盛り込んだ授業を構成するかである。限られた時間で、カリキュラムも多い中、必要な能力を三位一体として授業に盛り込むことは、多くの実践例を参考できる環境があるにせよ依然困難であろう。

しかし、専門家任せではなく、教員が主体となって法教育を授業カリキュラムに盛り込んでいくべきではないだろうか。なぜなら、教員が法教育というものを念頭に置いて年間カリキュラムを組むことで、こうした能力の継続的な開発ができるからである。

3、法教育の普及のために一教員の意識転換と既存科目の活性化—

法教育というと何か新しいことをしなくてはならないという強迫観念があるかもしれないが、既存の内容の充実化と体系化だとしたらどうだろう。公民を教えるのは、政治や経済のプロではないよう、法律もプロではなくとも、教員が扱えるものであるはずだ。では、どうすれば法教育を普及させることができるのだろうか。

まず、法教育に対する認識を変えることである。法教育は専門教育の一部であるとしたら、弁護士等の専門家に授業を託すのみで、法教育は教員によるものではなく、教員が依頼した専門家によるものに留まってしまう。これでは、法はあくまで専門家のものであり、身近な存在としてとらえることには至らないように思える。専門家への依頼も法的な关心へのきっかけとして十分に活用すべきであるが、教師自ら法教育を実践する努力があつてこそ、法教育が現場で普及していくことができるのではないだろうか。

そのためにも、法教育は、既存の学習内容を整理し、再利用・再活用したものであり、生活の中で法というものの存在を際立たせるものであるという認識をもつことが重要である。技術論に頼りがちであるが、こうした認識の転換こそが、今後の法教育の普及に向けて必要不可欠であると言えよう。

そして、もうひとつ重要なことは、教育現場における連携の必要性である。法教育は公民科等の単体の授業として学習することが一般的に考えられるが、法教育は、それにとどまるものではない。その他多くの科目とも関係する。法教育という科目を新設するならまだしも、現在の教育課程において、法教育を実現させるためには、一つの科目にとらわれないことも重要である。中・高では、縦割りで科目ごとに教師が異なるために、教育そのものが分断され、法教育のような広がりのある内容は、各々譲り合ってしまいかねない。

そこで、科目ごとの連携が必要である。もっとも、これは一朝一夕にできることではない。カリキュラム上の問題もあるし、授業時間の調整も必要である。目的意識の共通化や何をどの科目でどういった視点で教えるかという相互の役割分担を話し合う機会を持たれ

たい。その結果として、合同授業や連携授業のようなものも実現すれば、より法教育の効果が高まるであろう。

最後に、教員が主体となるとしても、何を教えるかも問題である。一つの工夫として、法教育を法教育として独立させるのではなく、既存の科目の中で「総まとめ」という位置づけで活用できないだろうか。公民科等で学習が行われる環境問題を例に授業を開いてみよう。公民科では、政治や経済等を学習するが、政治では民主主義という「人」を中心として、経済では市場という「価値」を中心にして勉強することが一般的だ。しかし、その接点は少ない。そこで、法律がその政治と経済をつなぐ接着剤となりうるのである。すなわち、環境を守ると言っても、普段の生活の便利さは文明の進歩の証であり、簡単に捨てられるものではない。環境と人間の生活のバランスを考える際、必要なことは人々による利益判断なのである。どのようなバランスで利益判断をすべきかという点で、法教育の意味合いが重要となる。政治を知っていれば、政治の見方でどのような政策をとるかという議論ができる(人の問題)。一方、経済を知っていれば、経済の見方で現在の経済情勢の下で、何が合理性のある行動なのだろうかという議論ができる(市場・価値の問題)。法教育はこの隙間を埋めるものであり、自分たちの生活や科学的な動向を踏まえて、「どのような利益判断をすべきか」という結論を出すプロセスにおいて活用ができる。勿論、そこには、憲法の人権の考え方も影響しよう。結論を出すということは、直感ではいけない。立法者や裁判官の立場になり、政治や経済、その他の考え方を踏まえて、どんな説得力のある理屈の下で、中立的な判断ができるか、あるいは新しいルールが必要かを考えるのである。こうした総合問題を、法教育という「手法」を用いて議論することで、法教育によって実現が望まれる能力が実現できるのではなかろうか。もっとも、教員がそれぞれの見方を示すのみならず、調べ学習として、班別にそれぞれの見方を報告し合い、さらにはそれを小論文に纏めることで、リーガル・マインドのアウト・プットにも役立ちうる。なお、環境

問題をどのように解決するかは、公民以外の科目にとっても、例えば、理科系の科目や生活科等で勉強すべきテーマとして挙げられている。こうした同じ問題意識がありながらも分断された領域にとっても、法教育が接着剤となりうる。

こうした様々な分野の知識の総活用にあたっては、環境などの問題に留まらず、身近な例においても、課題を見つけ、法的なものの見方でもって議論することは可能である。法教育は、法万能教育ではない。生徒の中には、法律には物事を解決する全ての決まりが書いてあり、それさえ知りていれば大丈夫だという誤解をしている者もいるが、法は一つの判断基準に過ぎなく、自ら法というものをどう認識してどう考えるかという発展的な展開も期待できる。

4、最後に—法教育推進による副次的效果—

ここまで、法教育の現状の打開策を考えてきたが、その根源には、法教育を独立した単体の科目であるかのような誤解が混乱の原因であり、既存の科目の中に法教育を見出すことで達成できる部分が多いはずなのである。様々な箇所に散りばめられている法教育の原石を、どのように法教育としてまとめ、総括するかが重要なのである。その総括のためには、縦割りを再考し、横の繋がりを深めることが必要である。その点、法教育をきっかけとして、教員間での連携意識が増すという副次的な効果も期待できよう。そして、改めて「生徒に何を学ばせ、何を考えてもらいたいのか」に注目することがこれから法教育の普及とその実現には不可欠であるといえる。そのためには、抜本的な改革を伴う法教育単独の内容構築も一つの手ではあるが、現在ある教育課程の中で、いかに法というテーマを念頭に置いた再構成をしていくかが、実現の近道であると思われる。

教員は、今後、多くの実践から技術としての法教育の方法を学ぶことは多々あるし、そうしなくてはならない。しかし、本当に法教育を浸透させるためには、教師が安心して教えられるということに目を向けるべきであり、こうした「自分でもできる」ということから法教育は普及していくものだと私は確信している。